

第1章 第三次和光市国際化推進計画の策定に当たって

1 第三次和光市国際化推進計画策定の趣旨

和光市においては、平成13年度に「和光市国際化推進計画」、平成23年度に「第二次和光市国際化推進計画」を策定し、「グローバル（世界）化に対応した地域社会の創出」（和光市国際化推進計画）、「外国籍市民も安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向けて」（第二次和光市国際化推進計画）の実現に向け、各種施策に取り組んできました。

和光市には、現在2,600人以上の外国人が暮らしていますが、国際的な人・モノ・情報の流れが活発化している中で、今後も、様々な目的・理由で居住したり働いたりする外国人の増加傾向は継続していくことが予想されます。これに伴い、外国人にとっても日本人にとっても住みやすいまちを築いていくこと、多文化共生¹社会の実現を目指すことの必要性、重要性が高まっています。

第三次和光市国際化推進計画（以下「本計画」という。）は、平成23年度に策定した第二次和光市国際化推進計画に次ぐ計画として、また、令和3年度を初年度とする第五次和光市総合振興計画基本構想²の国際化に関する分野について定める個別計画として策定します。

本計画は、第二次和光市国際化推進計画の枠組みを引継ぎながら、現在の社会状況に即した和光市の国際化推進施策について、その基本的指針を示すものです。

2 計画の期間

第二次和光市国際化推進計画の計画期間は、平成23～令和2年度の10年間でした。この計画は、中間年度に当たる平成27年度に和光市国際化推進懇話会³において内容を見直し、パブリック・コメント⁴を経て改定しました。改定後の計画期間は、平成28～令和2年度までの5年間でした。

本計画の期間は、第五次和光市総合振興計画基本構想と同じく令和3年度を初年度とし、令和12年度までの10年間とします。なお、本計画期間内においても、隨時、社会状況の変化と計画の実施状況等を調査・検証し、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

¹ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地或社会を支える主体として、それぞれの能力を十分に発揮しながら共に生きること。⇒9ページ参照

² 第五次和光市総合振興計画基本構想

市の最上位の計画で、将来都市像「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」の実現に向け、視点① 日々の生活の基盤が整っている、視点② それぞれのライフステージを充実させる、視点③ 心豊かに、満足度の高い生活が送れる の3つの視点から具体化し、「市民生活の目標像」を設置した。国際化の推進は、目標像11の分野の一施策として位置づけられている。

³ 和光市国際化推進懇話会

市の総合的な国際化推進に関する事項について、調査、研究及び審議する組織のこと。⇒参考資料（32ページ）参照

⁴ パブリック・コメント

市民参加条例第7条に規定する市民参加の方法の一つ。市の機関が政策等の案について広く市民から意見を求める、提出された意見を検討・反映して意思決定を行うこと。